

各位

会計事務所のリスクマネジメントをバックアップ！

# ファルクラム 第3回 租税法研究会

～消費税法にいう帳簿等の「保存」の意義～

会計事務所のリスクをいかに軽減させるかという視点で、租税法の解釈論の重要性を再認識する必要があります。ファルクラムでは判例検討や事例検討などを通じて、実務に役立つリーガルマインドを養成します。

ファルクラム租税法研究会第3回のテーマは、消費税法の理解にどうしても避けては通れない重要判例である「最高裁平成16年12月16日判決」を取り上げて、仕入税額控除の適用要件としての「保存」の意義を考えてみたいと思います。また、最近の注目すべき事件である「義務付け訴訟」の適否について解説します。

◆日程・会場等 2010年9月18日(土) 14:00～16:30

参加費:10,000円(ファルクラム研究員(会員事務所2名まで)無料)

〈会場〉アリアル五反田駅前ビル 〈住所〉東京都品川区西五反田1-2-9

講師：ファルクラム代表理事 国土館大学法学部教授 酒井 克彦

- 「消費税法 30 条《仕入れに係る消費税額の控除》7 項にいう『保存』の意義—最高裁平成 16 年 12 月 16 日判決」
- 「租税訴訟における義務付け訴訟の適否—最近の裁判例の分析・解説—」ほか



〈会場までのアクセス〉JR 線・東急池上線五反田駅から徒歩 1 分  
浅草線五反田駅 A1 出口から徒歩 30 秒

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(詳しくは HP をご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒154-0017 世田谷区世田谷 4-14-24-504

## 研究員(会員事務所)募集

(研究報告者・聴講者)

法人税法、所得税法、相続税法、消費税法等の判例の研究を通じて、事務所のリスク回避を考えましょう。

### 研究内容：

租税法に関する様々な裁判例の研究を通して、租税法の考え方を習得することを目的とします。研究員の中から希望者を募ってゼミを開催し、そこで、研究報告者による判例研究を行い、毎回2本又は3本ずつ判例評釈の報告を基に、講師を交えて討論します。また、ゲスト解説者の登壇も予定しております。

### 募集内容：

- ★ 研究員は毎月募集します。研究報告者は研究員の中から毎年5月に決定し、20名程度を限度とします。
- ★ 研究員(会員事務所)にはセミナーDVDが送られます。
- ★ 年内に登録された研究員(会員事務所)は初回登録料5万円のみで年度内の研究会に参加できます(正規会費(月1万5千円)は年度内免除とします)。

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所			
TEL		FAX	
参加者			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム

お申込みFAX番号:03-5799-4588(随時受付)

〈送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。〉